

第 1 編 序 論

1 計画策定の趣旨

平成 17 年（2005 年）4 月 1 日、旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村が合併し新秩父市が誕生して、今年で 10 年が経過しようとしています。合併の際に策定した「第 1 次秩父市総合振興計画」についても、計画期間の最終年度を迎えました。

総合振興計画については、「地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）」において昭和 44 年の改正により追加された第 2 条第 4 項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定されており、市町村には基本構想の策定義務がありました。

しかし、平成 23 年、地方分権改革の取組の一つである『義務付けを撤廃する』という方針に沿って「地方自治法」が改正され、基本構想策定の義務規定が削除されました。これにより、基本構想の策定及び策定の手続きはそれぞれの市町村に委ねられることとなりました。

総合振興計画は、まちの将来目標や政策の基本方針を定めた市の最上位計画であり、市が策定する様々な計画の基本となるものです。市では、目指すべき将来像を描き、その実現に向けて実施する政策の体系と内容を示す計画は必要不可欠であると考え、引き続き総合振興計画を策定することとしました。

また、基本構想部分については、市民¹も含めた地域の総意に基づいて策定するという趣旨から、議決事項としました。

2 総合振興計画の構成

第 1 次秩父市総合振興計画は『基本構想 - 基本計画 - 実施計画』の体系をとっています。この体系については、第 2 次秩父市総合振興計画にも引き継ぎます。

この体系は、基本構想の策定が自治法により義務化された昭和 44 年の自治省通知『基本構想の策定要領について』において、市町村のあるべき計画体系として示され

¹ この計画では『市民』と『住民』を使い分けております。『市民』は、秩父市まちづくり条例で規定されているとおり『市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体』としています。一方『住民』は、『市内に住んでいる人』を意図しています。

たものです。

基本構想を策定することに加え、基本構想の下に基本計画、実施計画を策定しており、これらを一般的に『総合振興計画』と呼んでいます。

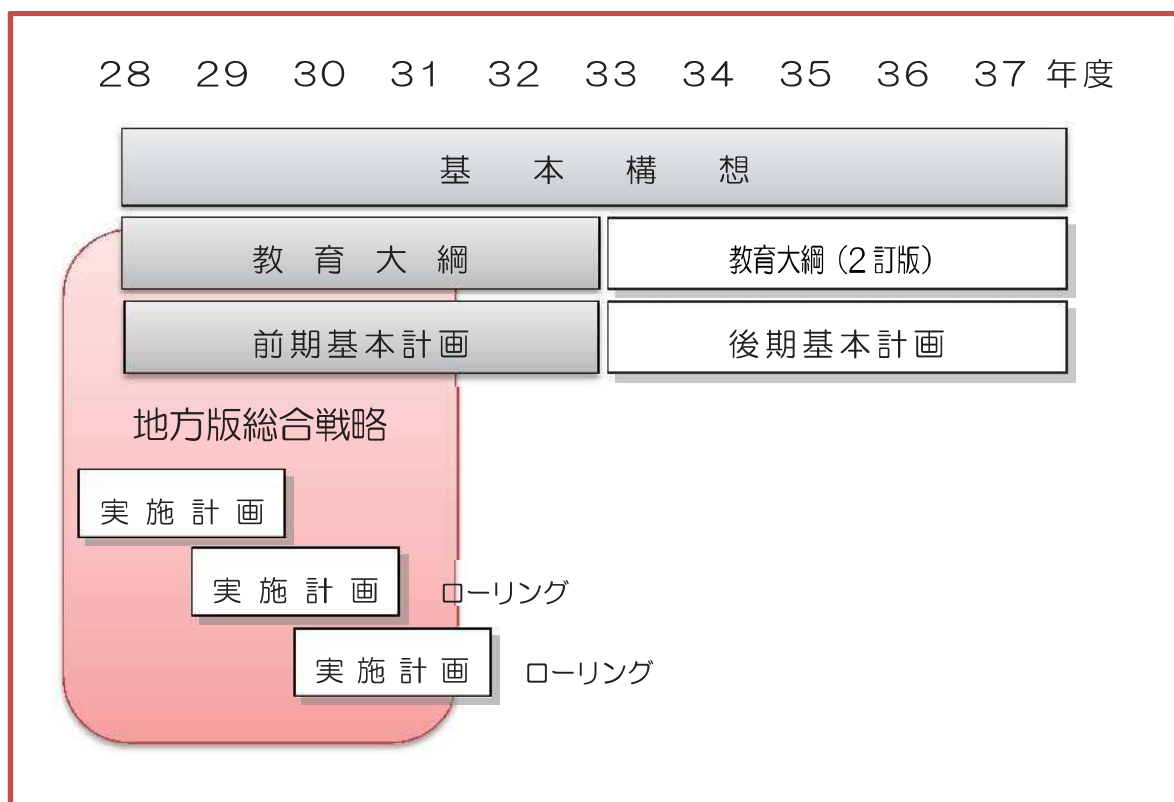
【示された計画体系】

名称	内 容	計画期間
基本構想	市町村または市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成のための基本的施策を明らかにし、基本計画及び実施計画の基礎となるべきもの	概ね10年
基本計画	市域の将来の目標及びその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけて取りまとめたもの	概ね5年
実施計画	基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政の中においてどのように実施していくか明らかにするためのもの	概ね3年

出典）財団法人国土計画協会「市町村計画策定方法研究報告」より

そこで、第2次秩父市総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成し、基本構想の計画期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

基本計画については、平成28年度から平成32年度までの5か年を前期計画期間とし、平成32年度の見直しを経て、平成33年度から平成37年度までの5か年を後期計画期間とします。



第3編 教育大綱

秩父市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）」の改正により、地方公共団体の長は総合教育会議において教育委員会と協議・調整の上、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。それに伴い、秩父市でも市長及び市教育委員会により構成する「秩父市総合教育会議」において協議を行い、「秩父市教育大綱」を策定しました。

秩父市教育大綱は、市が教育における将来的な目標とする基本理念と、基本理念を実現するために4つの視点から捉えた基本方針で構成されています。

また、教育大綱は目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定するものではありません。そのため今後の市の具体的な教育施策については、秩父市教育大綱の実現に向け、市長と教育委員会、市の関係部局や学校、その他教育関連機関などすべてが連携しながら進めていきます。

【基本理念】

夢・志・誇りを持ち、社会を生き抜く力を身に付ける教育を推進することにより、秩父市への愛着、住み続けたいという想いを深め、秩父市のよさを継承し、秩父市の未来を担う人材を育成します。

【基本方針】

1 社会を生き抜く力を身に付ける教育

社会の変化に対応し、創造力豊かな生き方ができる子どもたちを育成するため、基礎的な知識・技能の習得など基礎学力の向上を図り、これらを活用する力を身に付けさせるとともに、学ぶ楽しさや分かる喜びを実感し、学習意欲を喚起できる教育を進めます。さらに、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む教育、そして健康や体力の向上を図るなど健やかな体の育成につながる教育を進めることにより、一人一人が知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身に付けるこ

とを目指します。

また、幼児教育、特別支援教育などの推進や教職員の資質向上に努めます。

2 秩父のよさを活かした特色ある教育と優れた才能や個々の能力を伸ばす教育

ふるさと秩父の自然、歴史、文化、まつり、産業などの恵まれた環境を活用した学習活動を組み込み、秩父への親しみや愛着を一層深め、これまで引き継がれてきた秩父市のよさが継承される教育を進めます。

また、優れた才能や個性を伸ばす教育を進めます。特に、現代のグローバル社会に対応できる英語力の向上にも取り組んでいきます。

3 生涯学び続けられる環境、スポーツ・文化に親しむことができる環境の実現

市民の学習意欲の向上、多様化する生涯学習のニーズにこたえるため、スポーツや文化芸術の振興、公民館活動の活発化、図書館の利便性向上、文化財の保護保存と継承などに取り組み、人生を生き生きと味わいのある豊かなものにできる学習のための環境づくりを進めます。

4 家庭とのつながり・地域との絆を大切にする教育とこれからの教育環境づくり

家庭とのつながりによる家庭学習・読書活動の推進、地域との絆による子育てや安心安全な環境づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった教育を進め、心豊かな人間関係、青少年の健全育成を目指します。

教育委員会では、市として取り組むべき学力向上の施策を見極め、議論の活性化を図り、学力調査結果に基づく課題の解決を目指すと同時に、危機管理体制の強化や学校施設の整備を進めます。

Q 1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q 2 常勤の教育長が教育委員会会議の主宰者となりますが、レイマンコントロールの考え方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないように配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることです。

Q 3 新制度では、いじめによる自殺事案等に対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q 4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することとなります。

Q 5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関わる事項についてのみ協議するのですか？また、大綱には、首長の権限に関わる事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの方針に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

Q 6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

法律詳細： http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

POINT①

教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

POINT③

総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

POINT②

教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT④

大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定



文部科学省

教育委員会制度、こう変わる



これまでの教育委員会の課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

教育委員会の改革

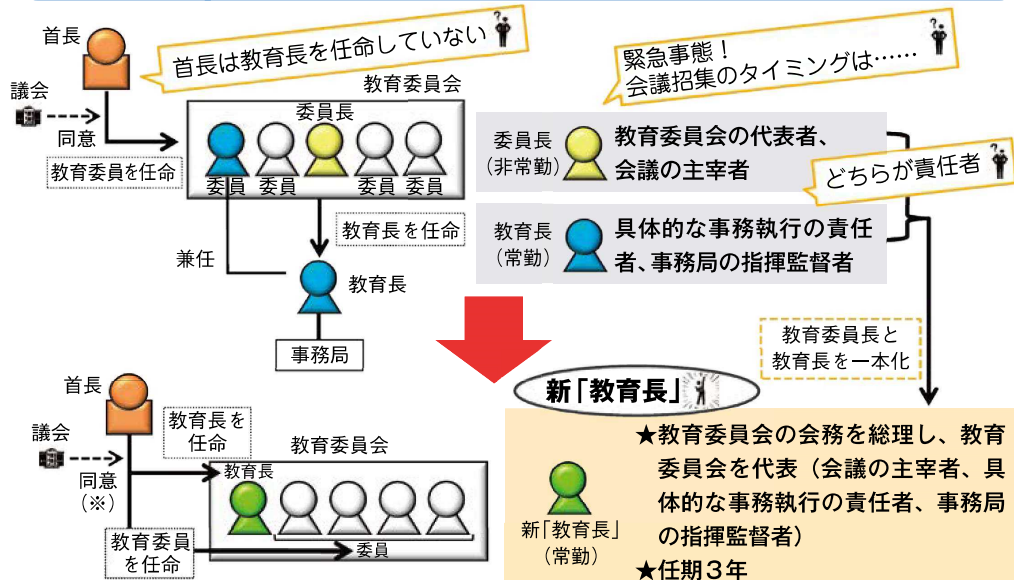
- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

新「教育長」

- ★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ★任期3年

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT② 教育委員会

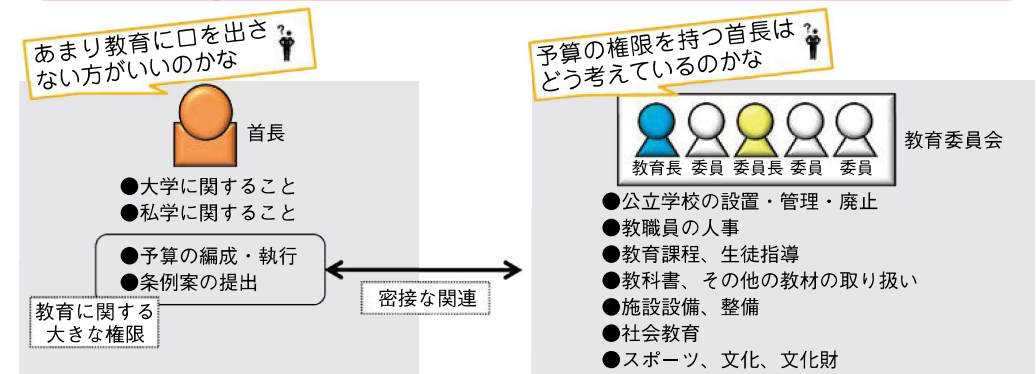
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数1／3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

- ✓ 教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定
 - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
○子供や若者の学習・生活面の課題 ○地域や家庭の状況変化
○教師の負担 ○高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
OECDによる教育政策レビュー 等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
[職員の育成、先進事例の共有]
評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など
- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

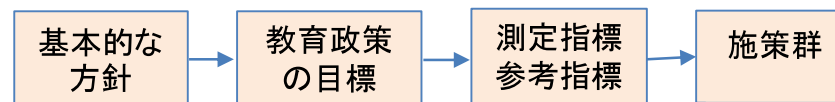
3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ 次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群 を整理



基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する	(1) 確かな学力の育成<主として初等中等教育段階>	○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持 ○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善 ○いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など	○新学習指導要領の着実な実施等 ○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成 ○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
	(2) 豊かな心の育成<〃>		
	(3) 健やかな体の育成<〃>		
	(4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>		
	(5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>		
	(6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>		
2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する	(7) グローバルに活躍する人材の育成	○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする ○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など	○日本人生徒・学生の海外留学支援 ○大学院教育改革の推進 など
	(8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成		
	(9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成		
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備 など
	(11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進		
	(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進		
	(13) 障害者の生涯学習の推進		
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
	(15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供		
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進 など
	(17) ICT利活用のための基盤の整備		
	(18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備		
	(19) 児童生徒等の安全の確保		
	(20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革		
	(21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化		